

## 第二湘南グリーン介護老人保健施設 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款

### （約款の目的）

第1条 第二湘南グリーン介護老人保健施設（以下「当事業所」という。）は、要支援状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人（保証人）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### （適用期間）

第2条 本約款は、利用者が訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当事業所に提出したのち、利用開始日以降から効力を有します。但し、身元引受人（保証人）に変更があつた場合は、新たな身元引受人（保証人）の同意を得ることとします。

### （身元引受人（保証人））

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人（保証人）を立てます。但し、利用者が身元引受人（保証人）を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人（保証人）は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額4万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人（保証人）が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人（保証人）に対し、相当期間内にその身元引受人（保証人）に代わる新たな身元引受人（保証人）を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

4 身元引受人（保証人）の請求があつたときは、当施設は身元引受人（保証人）に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### （利用者からの解除）

第4条 利用者及び身元引受人（保証人）は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人（保証人）は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人（保証人）も前項と同様に 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハ

ハビリテーション)利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

- 3 利用者が正当な理由なく、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

#### (当事業所からの解除)

第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人(保証人)に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人(保証人)が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 月の利用回数に対する利用率が、30%以下で3ヶ月継続した場合(ただし、当事業所の短期入所療養介護利用期間は、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕サービス利用率計算期間から除く)
- ⑤ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑥ 利用者又は身元引受人(保証人)が、本約款を順守しない場合、または、当事業所、当事業所の職員又は他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑦ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人(保証人)を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人(保証人)を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人(保証人)を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

#### (利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人(保証人)は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者及び身元引受人(保証人)が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月5日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人(保証人)は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。(※日々支払う方法でも可)
- 3 当事業所は、利用者又は身元引受人(保証人)から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人(保証人)の指定する者に対して、領収書を交付します。

(記録)

第7条 当事業所は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、利用者以外の者に対しては、所定の手続きを経て必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人（保証人）若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、同意を得たうえで情報提供できることから、別紙3に定める利用目的に従って、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、訪問利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び身元引受人（保証人）が指定する者に対し、緊急に連絡します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人（保証人）が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人（保証人）は、当事業所の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人（保証人）は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとし

ます。

(利用約款に定めのない事項)

第 12 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人（保証人）と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

# 介護老人保健施設 訪問リハビリテーション

## (介護予防訪問リハビリテーション) 利用同意書

第二湘南グリーン介護老人保健施設の(介護予防)訪問リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、  
担当者\_\_\_\_\_による説明を受け、これらを十分に

理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<身元引受人(保証人)>

住 所

氏 名

印

第二湘南グリーン介護老人保健施設

管理者 鮫嶋 憲治 殿

### 【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

### 【本約款第8条2項及び3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

<別紙1>

第二湘南グリーン介護老人保健施設  
訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について  
（令和7年4月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 施設の概要

- ・施設名 第二湘南グリーン介護老人保健施設
- ・開設年月日 平成30年11月1日
- ・所在地 神奈川県横須賀市太田和5丁目85番地1
- ・電話番号 046-857-7550 ・ファックス番号 046-857-7551
- ・管理者名 鮫嶋 憲治
- ・介護保険指定番号介護老人保健施設（1451980028）号

3. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における機能訓練を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族・身元引受人（保証人）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
・医 師	1		健康管理・医療（入所・通所と兼務）
・理学療法士	3		機能訓練（入所・通所と兼務）
・作業療法士	1		機能訓練（入所・通所と兼務）

4. 支払い方法

- ・ 毎月5日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までに原則として銀行振込（指定口座）によりお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5. 要望及び苦情等の相談

(1) 施設

当事業所には支援相談の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話046-857-7550）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務所窓口には備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いた

だくこともできます。

また、横須賀市介護保険課及び神奈川県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることが出来ます。

苦情相談責任者      管理者 鮫嶋 憲治

(2) 横須賀市

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

横須賀市小川町11      電 話      046-822-8308

受付時間      午前8:30～午後5:15

(3) 神奈川県

国民健康保険団体連合会

横浜市西区楠町27-1 国保会館      電話045-329-3447

受付時間      午前8:30～午後5:15

6. 送迎実施地域及びサービス提供時間

通常の事業の実施地域は、横須賀市域のうち西行政センター管内・衣笠行政センター管内・久里浜行政センター管内及び北下浦行政センター管内です。また、サービス提供時間は営業日の午前10時00分から午後3時までになります。

<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

第二湘南グリーン介護老人保健施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - －利用状況の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当事業所において行われる学生の実習への協力
  - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 訪問リハビリテーション利用料金表

＜令和6年11月改正＞

### 訪問リハビリテーション（要介護1～5）

保険内サービス利用者負担額			
	〈1割負担〉	〈2割負担〉	〈3割負担〉
訪問リハビリテーション費※	329 円/日	657 円/日	985 円/日
サービス提供体制強化加算（I）※	7 円/日	13 円/日	19 円/日
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	288 円/回	576 円/回	864 円/回
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲ 54 円/回	▲ 107 円/回	▲ 160 円/回

注） ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。  
それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

### 介護予防訪問リハビリテーション（要支援1・要支援2）

保険内サービス利用者負担額			
	〈1割負担〉	〈2割負担〉	〈3割負担〉
介護予防訪問リハビリテーション費※	318 円/日	636 円/日	953 円/日
サービス提供体制強化加算（I）※	7 円/日	13 円/日	19 円/日
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合	▲ 32 円/回	▲ 64 円/回	▲ 96 円/回
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▲ 54 円/回	▲ 107 円/回	▲ 160 円/回

注） ※印のサービス費は、全てのご利用者さまに必要となります。  
それ以外の費用は、該当した場合のみ必要となります。

保険外サービス費	
実施地域を超えた地点から1キロメートルを超える毎（片道）	20 円